

2020年4月20日

大阪府内市町村長 様

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二

## 新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が 払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書

### 謹啓

日頃より住民のいのちと暮らしを守る行政執行にご尽力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい収まる気配が全く見えません。

大阪では非常事態宣言が出され、住民の暮らしも困難を極めており、当然保険料や一部負担金が払えない方が続出するのが目に見えています。

国からは3月10日「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険関係事務の取り扱いについて」「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」、3月18日「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」、3月24日「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について」Q&A、4月8日「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について」等と続々と事務連絡が発出されています。

つきましては、以下について緊急要望をいたしますので、ご対応よろしく願いいたします。なお、回答につきましては、文書にて1か月以内にメール osakasha@poppy.ocn.ne.jp でお送りいただきますようお願いいたします。なお、ご回答につきましては、大阪社保協ホームページ上で公表いたしますのでよろしく願いいたします。要望書データが必要な場合は上記アドレス宛「データ希望」としてお送りください。すぐに返信させていただきます。

先にアンケートを実施いたしました①に係る傷病手当金対応についての結果を別紙のようにまとめましたのでご報告いたします。ご協力ありがとうございました。

### 【緊急要望事項】

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。
- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。
- ④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。
- ⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

以上